

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成24年5月9日
照会部署名 立川年金事務所厚年適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター(役職名) 課長貫井 道高
連絡先
メールアドレス

業務実施部署の長の確認	金子
-------------	----

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2012—026	本部受付番号 No. 2012-29
-------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

NPO 法人理事長の被保険者資格について

(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)

「法人の代表者又は業務執行者の被保険者資格について」(昭和24年7月28日、保発第74号)
疑義照会【No.2010-77】【No.2010-957】【No.2010-993】【No.2011-61】

(内容)

法人代表者を被保険者とすべきかどうかの判断は疑義照会【No.2010-77】により「法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供であり、かつ、その報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払いを受けるものであるかを基準として判断されたい」とのことですが、当所管内のNPO法人より委託を受けている社会保険労務士より照会があったのでご教示願います。

- 当該NPO法人の理事長は、65歳となり体調面の問題もあり1日の労働時間を3時間、1週間の勤務日数を3日とし、役員報酬ではなく給与として受ける。
(NPO法人の役員について報酬を支払ってもよいのは、役員総数の1／3以内とされており理事長に対しては役員報酬の支払いは行なわれていない)

この場合、当該理事長の被保険者資格は継続させるべきか。

＜対応案＞

疑義照会【No.2010-77】によれば「法人の経営に対する参画を内容とする経的な労務の提供であり、かつ、その報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払いを受けるものであるかを基準として判断されたい」となっており、ここでいう報酬とは役員報酬を指すものと思われる。

疑義照会【No.2010-993】の回答から考えると月4万円の給与は当該勤務状況より妥当な金額ではあるが経的な労務の提供とは言いがたい。

以上のことから、理事長は法人の経営に対する参画を内容とする労務の対価（役員報酬）の支払いは受けておらず、また、経的な労務の提供があるとは言いがたいため総合的に判断すると被保険者資格を喪失させるのが妥当と考えます。

（ブロック本部回答）

法人の代表者等の被保険者資格については、疑義照会No.2010-77により「その業務が実態において法人の経営に対する参画を内容とする経的な労務の提供であり、かつ、その報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払いを受けるものであるかを基準として判断されたい」と示されているため、「その報酬」である役員報酬が支払われていない場合については、被保険者資格は無いと判断することとなります。

当該事例における理事長は、法人の経営に対する参画を内容とする経的な労務の提供に対する対価として、当該法人より経常的に支払いを受けていないことから、常用的使用関係の有無により被保険者資格を判断することとなり、昭和55年6月6日付内かんで示されている「常用的使用関係」の判断基準にあてはめ、被保険者資格を判断することとなります。1日の勤務時間が3時間、1週間の勤務日数が3日であり、当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数の4分の3を下回るため、被保険者資格は喪失することとなります。

しかしながら、諸規定等において明確に示されていないため、ブロック本部の見解でよろしいか、機構本部へ照会いたします。

回答日（又は本部への照会日） 平成24年5月21日
回答部署名 南関東ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長） 軽部 美治
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認	今泉
-----------	----

（本部回答）

特定非営利活動法人とは、日本の特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人です。「NPO法人」とも呼ばれています。このNPO法人に限る取扱いとなりますが、特定非営利活動促進法では、「役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。」と定められています。

ご照会の案件については、理事長が行っている業務内容についての記載がないので判断しかねます。但し、名目上の役員報酬が0円であっても、役員としての業務のみを行っているのであれば、この月4万円の報酬は実質的な役員報酬と考えられます。

そのため、名目上の役員報酬が支払われていないことだけをもって被保険者の資格がないと判断するのではなく、業務内容等をふまえて判断が必要となります。

回答日 平成24年 8月 7日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 上仁 武
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	岡村
----------------------------------	----

(回答提供先)

<input type="radio"/>					<input type="radio"/>
機構 L A N 掲載	相談 センタ ー	社 労 士 会	健 保 協 会	年 金 局	H P 掲 載